

カブドットコム証券コーポレートガバナンス基本方針

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本基本方針は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針および基本方針に基づく運営方針・体制等を定める。

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第2条 当社は、コーポレートガバナンスを、会社としての意思決定および業務執行に関して、妥当性（効率性）、適法性、会計等のディスクロージャー内容の適正性についてPDCAサイクルを行なう仕組みを確立するための組織体制と位置づける。

- 2 当社は、コーポレートガバナンス体制の構築により、株主、顧客、従業員、取引先、社会などの利害関係者（ステークホルダー）の利益の極大化を図る。
- 3 当社は、指名委員会等設置会社として、取締役と執行役の役割分担の明確化および意思決定の迅速化を図り、経営の透明性と効率化を高めるコーポレートガバナンス体制を構築する。

(情報開示)

第3条 当社は、情報開示（ディスクロージャー）をコーポレートガバナンスの基礎となる説明責任（アカウンタビリティ）そのものと位置づけ、経営の最重要課題として取組む。

- 2 ディスクロージャーの基本方針は、「ディスクロージャー・ポリシー」に定め、これを公表する。

第 2 章 株主との関係

(受託者責任)

第4条 取締役および執行役は、当社の株主に対する受託者責任を認識し、ス

テークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動する。

(基本整備事項)

第5条 当社は、株主がその権利を公平・平等かつ実質的に行使できるよう以下の事項を整備する。

- ① コーポレートガバナンスに関する役割・責務が十分に果たし得る体制の整備
- ② 株主への積極的かつ十分な情報の提供
- ③ 少数株主、外国人株主に配慮した権利行使に係る環境の整備

(株主との対話)

第6条 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との対話を以下の方針にて実施する。

- ① 機関投資家との対話の実践については、決算説明会、IR カンファレンスやスマートミーティング等への参加、個別面談等を実施する。
- ② 決算説明会の内容は当社ホームページで動画配信するとともに、使用的する資料を当社ホームページおよび東京証券取引所適時開示システムにおいても公表し、株主、投資家に対し広く情報配信を実施する。
- ③ 個人株主との対話機会として、当社顧客および株主に対し「カブ四季総会」と称した IR イベントを実施する。
- ④ 株主との対話において把握された株主の意見・懸念は速やかに共有し業務運営に反映する。
- ⑤ 株主名簿更新にあわせ、所有者構成の把握、分析と、必要に応じて合理的な範囲で実質株主の調査を実施し、株主との対話の実践や資本政策の立案に活かす。

(株主総会)

第7条 定時株主総会は、当社株主の出席便宜を踏まえ、原則として土曜日または日曜日に開催する。

- 2 株主総会の招集通知は、情報の正確性を担保できる範囲で早期発送に努めるとともに、その記載内容が確定以降、発送するまでの間に当社のホームページへの掲載等、電磁的な方法で公表する。
- 3 招集通知の英訳は、海外株主比率、議案の内容およびその確定のタイミング、経済合理性などを総合的に検討し、その必要性を判断する。
- 4 株主の議決権行使の利便性を図るため、インターネットによる議決権行

使およびICJ議決権行使プラットフォームを採用する。

- 5 信託銀行等の名義で株式を保有する実質株主が議決権行使または株主総会の傍聴を予め希望する場合には、当該信託銀行等と協議する。
- 6 取締役会は、株主総会における議決権行使状況を真摯に受け止め、特に個別議案の反対票が相当数となった場合には、その原因について分析し、以降の対応の要否、対応方法等について検討する。

(資本政策)

第8条 当社は、株主の利益に資する企業価値最大化のため、自己資本に対する利益率の向上と積極的な株主還元を資本政策の基本とし、具体的には以下の目標を公表し株主への説明を行なう。

- 利益率としては自己資本当期純利益率（ROE）を最重要な経営指標と位置づけ、20%以上を経営目標とする。
 - 株主への利益還元は、業容に応じた強固な財務基盤と将来の事業拡大に必要な内部留保を確保した上で、配当と自社株買いをあわせた「総還元性向」を重視する。
 - 配当は、「配当性向 50%かつ純資産配当率（DOE）4%」を下限として実施する。
 - 自社株買いは、当社株式の市場価格、流動性、個人株主数などの状況を総合的に勘案し機動的に実施する。
- 2 取締役会は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、その必要性や合理性について十分な検討と審議を行い、株主に対し明確な説明を実施する。

(政策保有株式)

第9条 当社は、キャピタルゲインまたはインカムゲインを目的とした純投資以外の上場株式の保有（以下、「政策保有株式」という。）は行なわない。

- 2 前項に関わらず、当社の企業価値向上に大きく資することができる合理的に説明できる場合等、特段の理由がある場合に限り、政策保有株式を保有することができるものとする。
- 3 政策保有株式の議決権行使は、投資先の長期的な企業価値向上と当社にとっての経済的合理性などの観点で検証の上、議案への賛否を判断する。

(買収防衛策)

第10条 当社は、買収防衛策は導入しない。

- 2 当社株式が公開買付けに付された場合、当社は買付者に対し企業価値向

上策に関する説明を求めるとともに、当該公開買付けに対する賛否を含む当社としての考え方を株主に対し表明、説明する。

(株主利益に反する取引の防止)】

第 11 条 取締役会は、株主共同の利益を害する取引またはその虞のある取引を防止するため、利益相反取引、競業取引、関連当事者取引の報告、決定、およびそれらの手続きを定める。

第 3 章 コーポレートガバナンス体制

(経営意思決定主体)

第 12 条 取締役会または取締役は、透明・公正かつ迅速・果斷な会社意思決定に資するものとし、必要と考える場合には、業務執行部門に対し追加の情報提供を求める。

(役員の選解任議案)

第 13 条 指名委員会は、取締役および執行役候補者の選任および解任に関する議案の内容を決定する。

(外部専門家の活用)

第 14 条 取締役会および各委員会は、必要と考える場合、会社の費用において外部専門家の助言（会議への出席を含む）を得ることができる。

(取締役の選任)

第 15 条 取締役会および指名委員会は、取締役全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模を考慮した上で、株主総会への取締役選任議案を決定する。

(社外取締役の選任)

第 16 条 社外取締役の選任または再任にあたっては、当社の取締役会の業務に適切に時間配分できることを要件とし、会社・組織の役職員兼務の状況、当社取締役会および各種委員会への出席状況を勘案して決定する。また、その状況を対外的に公表する。

(執行役の選任)

第 17 条 代表執行役を含む執行役の選任議案は毎年、指名委員会が決定し、定期総会終了後最初に開催される取締役会が承認する。

2 執行役の経営遂行および職務の内容に関する評価は、報酬委員会が毎決算期末後に実施し、指名委員会は、報酬委員会の評価結果を踏まえ、前号の執行役選任議案を策定する。

(役員の報酬)

第 18 条 報酬委員会は、取締役および執行役が受ける個人別の報酬内容を決定する。

2 取締役会は、執行役が適切なリスク管理、内部管理体制を構築しつつ、健全な企業家精神に基づく中長期的な企業価値向上を支援する報酬体系を構築するものとし、具体的な報酬体系、個々の執行役の報酬額は報酬委員会が決定する。

(独立社外取締役)

第 19 条 独立社外取締役の独立性判断基準は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立役員の資格要件とする。

2 当社の独立社外取締役は、支配株主を持つ当社の特性を鑑み、特に以下の事項について責務を発揮する。また、取締役会は、独立社外取締役が当該責務を担うために必要な体制を構築する。

- ① 会社と支配株主等との間の利益相反を監督すること
- ② 支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

3 独立社外取締役は、独立社外取締役を構成員とする会合を定期的に開催し、独立した客観的な立場に基づく情報交換および認識共有を図る。

4 当社は、独立社外取締役が構成員となる各種委員会、会議体に執行役や会計監査人を参加させるなどにより、独立社外取締役と業務執行部門・会計監査人との連携を強化する体制を構築する。

(取締役会の運営)

第 20 条 取締役会は、取締役会審議の活性化のため、以下の事項を実施する。また、第 22 条に規定する取締役会評価結果を踏まえて実効性・有効性を確認し、適宜改善していく。

- ① 取締役会の資料の早期配布
- ② その他、取締役に対する十分な情報の適切な提供

- ③ 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項の事前決定
- ④ 審議項目数や開催頻度の適切な設定、十分な審議時間の確保

(取締役の研鑽)

第 21 条 当社は、取締役が受託者責任と法的責任を含む役割・責務に係る理解を深めるための機会を以下のとおり実施する。

- ① 各取締役就任時に、取締役としての遵守すべき法的義務、責任等についての説明を、個々の取締役の知見・経験に応じたレベルで実施する。
- ② 社外取締役に対し、当社の事業環境・内容、経営戦略、財務内容等について説明する。
- ③ 独立社外取締役と執行役を含む業務執行部門との情報交換の場を適宜設定する。

(取締役会の評価)

第 22 条 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にし、取締役会全体の実効性について分析・評価を行う。

(監査委員会の責務)

第 23 条 監査委員会は、強固な独立性と高度な情報収集力とを有機的に組み合わせ当社経営の適法性、妥当性、有効性、効率性を適切にモニタリングする。

- 2 前項の責務を実効性をもって実施するため、監査委員会は業務執行部門からの綿密な情報収集と意見聴取、および会計監査人との連携や外部専門家等の活用を積極的に行なう。

(監査委員会の体制)

第 24 条 監査委員会委員には、原則として財務・会計に関する知見者を 1 名以上置く。知見者が不在の場合には、監査委員会に会計監査人その他の知見者をオブザーバ等として参加させるなどし、財務・会計に関するモニタリング態勢を確保できるようにする。

- 2 監査委員会は、会計監査人による高品質な監査を可能とするために必要な体制を講じるものとし、そのための対応方針を定める。
- 3 監査委員会の職務を補助すべき組織は内部監査室とする。内部監査室は、監査委員会のスケジュール調整、資料作成・取り纏めおよび監査委員が求める情報授受の管理など、監査委員会が実効性ある審議を行なえるよう支援する。

(監査委員会の情報収集)

第 25 条 監査委員会または監査委員は、その職務の有効性および実効性を高めるため、必要な情報を適切に入手する。

(会計監査人の選定、評価)

第 26 条 監査委員会は、会計監査人の選定および評価の基準を定める。

(管理体制のモニタリング)

第 27 条 取締役会および監査委員会は、「リスク管理基本方針」、「コンプライアンス・マニュアル」、「コンプライアンス・プログラム」、「財務報告に係る内部統制に関する評価結果報告書」に基づき、リスク管理体制および内部管理体制が適切に整備・運用されているかを監督する。

(内部通報制度)

第 28 条 当社は、金商法その他諸法令、社内規則違反などに違反する可能性のある問題や企業倫理上社会的非難を受ける可能性のある問題等に関し、従業員による内部通報制度を設け、その体制、手続き、通報者の保護等の内容を別に規定する内部通報制度に関する事項を定める。